

保護者様へ

## 令和8年度就学援助費給付申請の手続きについて

就学援助費の給付申請をされる場合は、別紙の「令和8年度東近江市就学援助費制度の御案内」の内容を確認の上、次のとおり手続きをお願いします。

### 1 申請方法

以下の書類を学校又は教育委員会へ提出してください。

\*小学校と中学校、両方にお子さんがおられる場合は、中学校に提出してください。

#### 【申請に必要な書類】

- ・ 令和8年度児童生徒就学援助費給付申請書兼世帯票  
別紙「記入例」を参考にしてください。
- ・ 口座振替依頼書兼承諾書  
金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が分かるように、通帳の表紙を開いたページの写しを添付してください。
- ・ 課税（所得）証明書の原本 （該当者のみ）
  - (1) 令和8年1月1日時点で東近江市以外に住所を有していた方（誕生日が平成23年4月2日以降の方を除く）は、収入の有無を問わず、対象者全員の課税（所得）証明書の提出が必要です。
  - (2) 令和8年度課税（所得）証明書の発行可能時期は6月頃ですが、自治体によって異なります。令和8年1月1日時点で住所を有していた自治体にお問合せの上、取得してください。
  - (3) 児童扶養手当証書の写しを添付された方は添付不要です。
- ・ 児童扶養手当証書の写し （児童扶養手当受給者のみ）
- ・ 賃貸住宅にお住まいの方は、家賃の額を証明する書類の写し （該当者のみ）
  - (1) 認定審査をする際に家賃額を控除できるため、賃貸契約書の写しを提出してください（控除額上限あり）。ただし、自己又は世帯構成員所有の住宅ローン等は対象外です。
  - (2) 児童扶養手当証書の写しを添付された方は添付不要です。

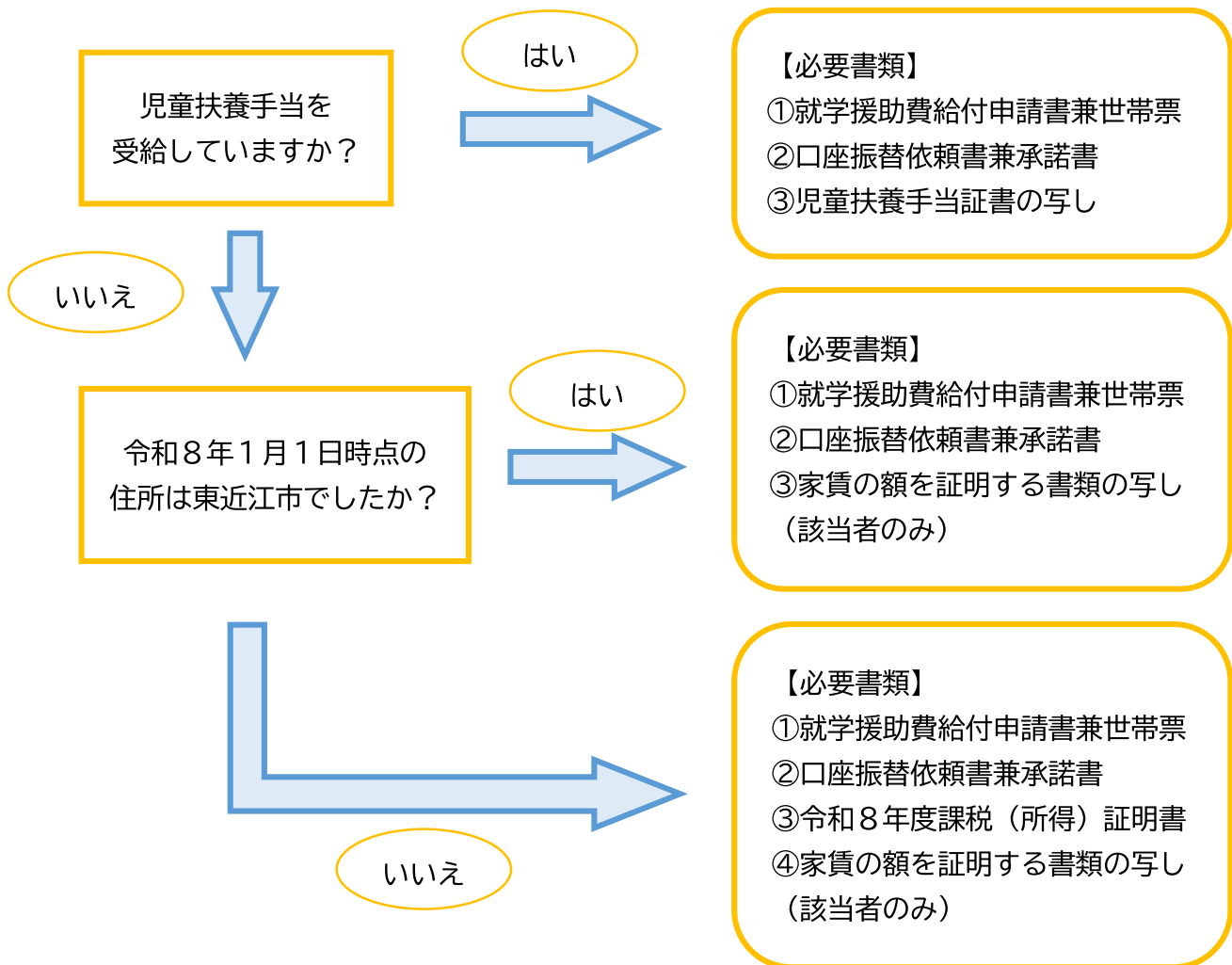
## 2 注 意 事 項

- ① 昨年度に就学援助費を受給されていた場合でも申請が必要です。  
また、3月に新入学児童生徒学用品費等を受給された方も申請が必要です。
- ② 確定申告ができていない場合は審査ができませんので、申請前に必ず申告を行ってください。
- ③ 必要な書類が整っていない場合は審査することができません。
- ④ 審査の結果は、学校を通じてお知らせします。

## 3 申 請 期 限

年間を通して随時受付しています。

《参 考》※就学援助費給付申請に必要な書類は、以下のフローチャートを参考にしてください。



【お問合せ】 東近江市教育委員会事務局学校教育課  
電話 0748-24-5671 I P 050-5801-5671